

## 「日本国憲法」論を読む（一）

——正当性と実効性をめぐって——

大塚 桂

### 一 問題の所在

前稿「天皇制論を読み直す（一—一〇）」にあつては、大日本帝国憲法をめぐる当時の憲法学者たちの議論をながめてみた。具体的には、思想史の研究対象として大日本帝国体制下における憲法学者たちの所説の検討をおこなつたわけである。政治学界にあつて憲法政治という専攻分野があるが、大日本帝国憲法のみならず、日本国憲法論を積極的に展開してもよいと思う。最近の政治学研究者による日本国憲法論としては、宮沢俊義の八月革命説を検討した千葉真『未完の革命』としての平和憲法』（二〇〇九年）がある。ただし、千葉はかならずしも憲法学者たちの所説を詳細に検討することはない。また、渡辺治の『日本国憲法改正史』（日本評論社、一九八七年）などを中心とした著作もふる。改憲論の立場では、ふるくは、矢部貞治『改憲問答』（時事通信社、一九五〇年）、飯塚滋男

『日本国憲法の系譜』(八千代出版、一九八一年)、慶野義男『国民国家の政治』(嵯峨野書院、二〇〇六年)などがある。政治学研究者はかならずしも、憲法の制定過程、正当性について積極的に発言をしているわけではない。おざつはにいえば、一九七〇年代までは、憲法制定をめぐる根源的な問題が取り上げられていたのに対して、それ以降は九条や天皇の元首化などのテーマについての個別の議論にかわっていく。憲法問題に関する世代間のギャップや意識のズレが認められる。

本稿は、日本国憲法をめぐる諸問題を吟味したい。とくに、憲法の成立に関しての議論である。国体、改正、占領をめぐる問題に特化して取り上げたい。今日あつて、八月革命説とやらが憲法学界の定説であつて、それに棹差すことはあつてはならないような雰囲気はただよっている。政治学者も八月革命説を無視するか、盲従するかであつて、詳細に検討することさえはばかられる空気もある。仮に研究したとしても徒労におわりかねないとの消極的反応が大勢ではないか。

昨今憲法改正論が政治的課題として取り組まれるようになり、国会における議論も本格化してきている。各党やマスコミ等の憲法改正案について政治学者が発言するが、そもそも日本国憲法の成立に関する理解と検討なしに言及することはいかなるものか。たんなる時流に便乗するだけではないか。憲法を論議するに際しては、現行憲法の性格を知悉した上でなければなるまい。さらに、日本国憲法を議論することは、取りも直さず大日本帝国憲法にまでさかのぼるのが重要となる。とくに、政治学研究者のほとんどが大東亜戦争以後の生まれであり、日本国憲法の成立状況を体験的に知りうるものは少なくなった。それだけに、日本国憲法史論を展開するすこの意義も少なくなはずだ。それらの理由から、今回は、思想史の研究対象として日本国憲法史論を考究する。

現在の憲法改正論議にあつて、占領憲法からの脱却、自主憲法の制定を強く主張する立場は少なくなつた。むしろ、あらたな権利条項（環境権、福祉権）をもちこむべきである、天皇の元首化をすべきである、国民の義務を強化すべきである、自衛隊を軍隊（国軍）化するべきである、戦争法規を見直すべきである、一院制にすべきである、内閣総理大臣を公選すべきであるなど、現実と憲法との間に齟齬が生じていることから、これらを修正するなり新規に条文化する必要性があるというのか一般的傾向となつてゐる。しかしながら、天皇問題にしても、戦争法規にしても日本国憲法の成立時の状況を認識せずして理解できない。そこで、歴代の研究者たちの主張を知ることが求められるし、整理しなおすことの意味あいも認められる。

大東亜戦争を知らない世代が多数をしめる。同世代は、占領期や日本国憲法の成立を体験していない。それだけに、国防軍、集団的自衛権、自衛隊の海外派遣などの具体化が抵抗なく論じられる。憲法論も占領期や日本国憲法を顧慮されることもなくなりつつある。そこらあたりの事情にこだわりをなくしたならば、日本国憲法論の核心部分をとらえそこなう危険がでてくるであらう。

## (二) 基本的立場

著者の基本的なスタンスを前もつて明らかにしたい。第一に、大日本帝国憲法と日本国憲法とは連続していると考える。第二に、日本国憲法は占領憲法である。第三に、理想としては大日本帝国憲法に復元したのちに日本国憲法を制定しなおすべきであつたと思う。第四にもし復元が困難であつたのであれば、日本が主権を回復した段階で日本国憲法について国民投票によつてその是非を問うべきであつた。第五に、今後日本国憲法の改正ないし新憲法

の成立がなされたとしても、その正当性には疑問がのこる。第五に、宮沢八月革命説のみならず、非常大権説などの議論を再吟味すべきである。第六に、国体は維持されているし、天皇制も存置されている以上、それを前提とした帝国憲法改正論が主張されてしかるべきである。概略としては、そのようにまとめられようか。

日本国憲法成立とそのあとの展開に関する憲法研究者らの見解の固定化がすんだ。つまり、八月革命説が憲法学界にあつて主流となつている。このことに関して、だれしも疑わない。昭和三〇年代に保守政党や政府による憲法改正の動きに対して、革命説を対置させることの政治的意味合いはたしかにあつたにせよ、無批判的な肯定にはいささかもたたりなさのこる。革命説以外の学説(非常大権説、正統憲法説など)を唾棄するかのような雰囲気を生んでしまつたことである。

著者の基本的な理解としては、

明治国家の成立・近代化    △帝国憲法▽

←

敗戦・主権喪失                    △ハーグ陸戦協定で尊重されるべき大日本帝国憲法▽

←

被占領                                △占領基本法としての日本国憲法▽

という憲法史の流れがあつた。

日本人にとってGHQは客人(まろうど)であり、民主主義、新憲法をあたえてくれる存在であつた。日本国民に代わる民主化、憲法制定の代行者であつた。このような楽観的な意識が日本人にあり、その後の民主的憲法とす

る評価がさだまつ（てしまつ）た。GHQ外来思想説、客人説というべき考え方である。

占領下、大日本帝国憲法が全面的に停止され、廃止されたわけではなく、部分的にせよ効力を有していたとするならば、天皇大権も行使されうる余地は多々あったところである。敗戦による政治的外交的事由があつたにせよ、なぜ帝国憲法を廃止しなければならなかつたのか。GHQの民主化政策が最大の理由である。それ以外の考え方はありえない。ここらあたりの問題を、八月革命説が当為命題として主張されるのであれば、著者の考える天皇祭祀権説を展開したとしてもおかしくはないだろう。国内的には、大日本帝国憲法の民主的運用により、立憲主義、民主政治は可能であるとすする美濃部達吉らの主張もあつた。しかしながら、あえて帝国憲法第七三条によつて全面的に近い改正がおこなわれたのは、

- a 皇位が認められ存続していくために必要である。
- b 三種の神器が守られる際に必要である。
- c 国体の護持のために必要である。
- d 君民共同統治をより確実なものとしていくために必要である。
- e 国際平和実現のために必要である。
- f 君臣に政治を委ねることで真の民主政がおこなわれるのに必要である。

以上のような諸点について、皇祖皇宗からの啓示が天皇に対してあり、それをうけて天皇が帝国憲法の改正を發議したと考えられはしないか。帝国憲法も神勅主権のもと制定されたのであれば、神勅により帝国憲法改正がおこなわれたと考えるのが整合性があるし、矛盾も少ない。著者は、△帝国憲法改正神話説∨を提唱したい。△典

憲体制Vを前提とし、天皇の祭祀大権や神勅主義が尊重されていたのであれば、無理のない考え方だと思う。国家(の建国)神話ほどの国にあついても認められる。そもそも社会契約論や国民主権なども形而上学的な思考であるし、神話の部分、市民宗教としての側面を含んでいる。

顧みれば、明治国家のスタートも神からの啓示によるものであった。王政復古の大号令しかり、五箇条の御誓文しかりであった。大東亜戦争後の天皇の「人間宣言」も人間である部分を強調することよりも、五箇条の御誓文を引き合いにだしながら日本国の再生を希求するのが本来の趣旨であった。いわば、あらたな建国の神話Vであった。そのようなことから、大なる日の本の国の再生のために天皇が神意を受けた結果として帝国憲法の改正が着手されたとの^帝国憲法改正神話説Vを提唱したい。

大日本帝国憲法体制にあつては、

A 国家基本法Ⅱ皇室典範ならびに大日本帝国憲法

B 皇室典範・大日本帝国憲法の正当性の淵源Ⅱ皇祖玄宗の遺訓、五箇条の御誓文、告文。

などの構成原理があつたわけであり、帝国憲法改正論議も憲法以前の、いわば根本規範の部分を考慮に入れて議論すべきである。帝国憲法改正論ないしは日本国憲法制定論を繰り広げるにあつて、顧慮すべきではなからうか。法実証主義の側からすれば、嫌悪感があるかもしれないが、新国家成立にあつての政治的神話の創設にあつては必要なことと思う。

大日本帝国憲法体制にあつては、

a 国体

b 天皇主権Ⅱ神学的思惟

c 天皇祭祀Ⅱ神（皇祖皇宗）の声

などが政治的な特徴であった。これに対して、

日本国憲法体制にあつては、

a 国家基本法Ⅱ日本国憲法

b 日本国憲法の正当性の淵源Ⅱカイロ宣言、ポツダム宣言、降伏文書、占領指令、日米安保条約など。

c 民主主義、国民主権、共和制

d 国民主権Ⅱ形而上学的思惟

e 市民宗教Ⅱ民（世論・投票・数）の声

が特色となっている。

### (3) 課題の設定

大日本帝国憲法から日本国憲法への変化に関して、憲法学者の先験的理解として以下の諸点が指摘できる。

1 国体は変更した

2 共和国となった

3 国民主権となった

4 天皇は元首でも君主でも国民でもない存在である

〔日本国憲法〕論を読む(一)(大塚)

「日本国憲法」論を読む(一)(大塚)

八

- 5 市民革命を経ることによって民主主義体制が確立される。
- 6 日本国憲法は民定憲法である。
- 7 ポツダム宣言は、国民主権の確立、民定憲法の設立、共和制、民主主義を保証し担保していた。
- 8 連合国最高司令部は解放軍である。
- 9 帝国憲法は前近代的・非立憲的・非民主的のものであるのに対して、日本国憲法は近代的・立憲的・民主的である。
- 10 帝国憲法改正に関しては限界説の立場である。
- 11 象徴天皇制は創設規定説の立場である。

これらは、新しい政治的神話の創造ではないか。あるいはまたあらたな伝統の創設ではないか。日本国憲法が公布され直後の段階で、美濃部達吉は『新憲法概論』(一九四七年二月)にあつて、以下の見解を示していた。

まず、

「新『日本国憲法』は、其の制度の手続から言へば、従来の『大日本帝国憲法』第七十三条に依り、憲法の条項の改正として議会の手続を経たものであるが、実質から言へば、単に憲法中の或る条項を改正したに止まるものではなく、従来の憲法は全面的に之を廃棄し、新日本建設の基礎法としての新憲法が、全然新規に制定せられたものであつて、それは従来の憲法とは其の根底を異にして居る。」(序一頁)



つづけて、

「新憲法は従来の憲法に比し国家の統治機構を根底より変革し、旧憲法の第一条に示されて居た天皇国を統治したまふことの原則は之を除き去た。」(序二頁)

さらに、

「国体といふ語は…万世一系の天皇を国家の中心として奉戴し一国は尚一家の如く天皇は国民を子の如くに親愛したまひ国民は天皇を父の如くに尊崇し中世を致すことの我が国に特有な精神的倫理的の事実を示す意義に解せられて居り而して斯かる意義に於いては、我が国体は新憲法に依りても毫も動かさるる所の無いものと謂はねばならぬ。」(序二頁)、

と。つまり、美濃部は当時であつて、憲法の改正問題、天皇の地位、国体に関して考えるとところがあるのを吐露していた。このように、国家の存在性、体制の変革、国家基本法としての新憲法制定、天皇制などの問題をめぐつて学界にあつて注目されていたわけである。

そもそも、大日本帝国憲法体制から日本国憲法体制への変化は、政治変動と認められるのか。そもそも、国体は変更したのか。天皇制は変更したのか。下位法にあつて、天皇に関する規定は抜本的に変化したのか。

法令は抜本的に変革されたのか(内閣官制↓内閣法、議院法↓国会法、各省官制通則↓国家行政組織法、皇室典範↓皇室典範、地方官官制↓地方自治法)。憲法秩序の抜本的変革がなされたのか(大日本帝国憲法の構成(天皇・臣民の権利義務・帝国議會・國務大臣・會計・司法・改正)と日本国憲法の構成(天皇・戦争放棄・国民の権利義務・国会・内閣・裁判所・財政・地方自治・遵守・改正との異動)。天皇祭祀の意味合いも戦前と戦後とでは一変したのか。疑問はつきない。戦後の憲法学者たちの見解をつうじて、これらの問題を探っていききたい。

後述するが、天皇祭祀 神意説 非常大権説 七六条改憲説 占領憲法説などの諸説を関連づけながら、日本国憲法の成立過程、正当性を説明するあらたな政治的神話を語ってみたい。

## 二 対外文書

本節にあつては、『ポツダム宣言』を中心とした対外的文書をかかげておく。日本国憲法の性質をめぐる議論が、これらの文書の解釈におおきく依拠しているからである。

### (一) 『陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約』(一九〇七年署名・一九二〇年発効)

「同規則第三六条 休戦ハ交戦当事者ノ合意ヲ以テ作戦動作ヲ停止ス 若其ノ期間ノ定ナキトキハ交戦当事者ハ何時ニテモ再ヒ動作ヲ開始スルコトヲ得 但シ休戦ノ条件ニ遵依シ所定ノ時期ニ於テ其ノ旨敵ニ通告ス

ヘキモノトス」

「同規則第三七条 休戦ハ全般的又ハ部分的タルコトヲ得 全般的休戦ハ普ク交戦国ノ作戦動作ヲ停止シ部分的休戦ハ単ニ特定ノ地域ニ於テ交戦軍ノ或部分間ニ之ヲ停止スルモノトス」

「同規則第三八条 休戦ハ正式ニ且適當ノ時期ニ於テ之ヲ当該官憲及軍隊ニ通告スヘシ 通告ノ後直ニ又ハ所定ノ時期ニ至リ戦闘ヲ停止ス」

「同規則第四三条 国ノ権力カ事实上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽クスヘシ」

「同規則第四五条 占領地ノ人民ハ、之ヲ強制シテ其ノ敵国ニ対シ忠誠ノ誓ヲ為サシムルコトヲ得ス」

△解説▽ いわゆるハーグ陸戦協定である。占領軍の現行法規の尊重義務をめぐり、重要視される文書である。

## (二) 『大西洋憲章』(一九四一年八月一四日)

「第三に、両者は、すべての国民に対して、彼等がその下で生活する政体を選択する権利を尊重する。両者は、主権及び自治を強奪された者にそれらが回復されることを希望する。」

△解説▽ 被占領国民の政治体制選択権をめぐり、重視される文書である。

「日本国憲法」論を読む（一）（大塚）

一一

（三）『ポツダム宣言』（一九四五年七月二十六日）

「四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我俣ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国力履ムヘキカヲ日本国力決定スヘキ時期ハ到来セリ」

「六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ驅逐セラルルニ至迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得ルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ能力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス」

「七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ連合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ」

「十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障碍ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」

「十二、前記諸目的の達成セラレ且日本国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ連合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セラルヘシ」

「十三、吾等ハ日本國政府力直ニ全日本國軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且安全ナル壊滅アルノミトス」

△解説▽ いわゆる「サブジェクト・トゥー」について参照される文書である。

#### (四) 『ポツダム』宣言受諾ニ関スル日本國政府申入』（一九四五年八月一〇日）

「帝國政府ニ於テハ常ニ世界平和ノ促進ヲ欣求シ給ヒ今次戦争ノ継続ニ依リ齎ラサルベキ慘禍ヨリ人類ヲ免レシメンガ為急速ナル戦闘ノ終結ヲ祈念シ給フ

天皇陛下ノ大御心ニ從ヒ数週間前當時中立關係ニ在リタル「ソヴィエト」連邦政府ニ対シ敵國トノ平和恢復ノ為斡旋ヲ依頼セルガ不幸ニシテ右帝國政府ノ平和招來ニ対スル努力ハ結実ヲ見ズ茲ニ於テ帝國政府ハ天皇陛下ノ一般の平和克服ニ対スル御祈念ニ基キ戦争ノ慘禍ヲ出来得ル限り速ニ終止セシメンコトヲ欲シ左ノ通り決定セリ

帝國政府ハ千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ米、英、華三國政府首腦者ニ依リ発表セラレ「爾

「日本國憲法」論を読む（一）（大塚）

「日本国憲法」論を読む(一)(大塚)

一四

後「ソ」連政府ノ参加ヲ見タル共同宣言ニ挙ゲラレタル条件ヲ右宣言ハ 天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ受諾ス

帝國政府ハ右了解ニシテ誤リナキヲ信ジ本件ニ関スル明確ナル意向ガ速ニ表示セラレンコトヲ切望ス」

△解説▽ 国体護持の根拠として引き合いにだされる文書である。

(五) 『合衆国政府の回答(バーンス回答)』(一九四五年八月一日)

「合衆国、連合王国、「ソヴィエト」社会主義共和国連邦及中華民国ノ各政府ノ名ニ於ケル八月十一日付合衆国政府ノ日本国政府ニ対スル回答

「ポツダム」宣言ノ条項ハ之ヲ受諾スルモ「右宣言ハ 天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解」ヲ併セ述べタル日本国政府ノ通報ニ関シ吾等ノ立場ハ左ノ通りナリ

降伏ノ時ヨリ 天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ降伏条項ノ実施ノ為其ノ必要ト認ムル措置ヲ執ル連合国最高司令官ノ権限ノ下ニ置カラルモノトス

天皇ハ日本国政府及日本帝国大本営ニ対シ「ポツダム」宣言ノ諸条項ヲ実施スル為必要ナル降伏条項署名ノ権限ヲ与へ且之ヲ保障スルコトヲ要求セラレ又 天皇ハ一切ノ日本国陸、海、空軍官憲及何レノ地域ニ在ルヲ問ハズ右官憲ノ指揮下ニ在ル一切ノ軍隊ニ対シ戦闘行為ヲ終止シ、武器ヲ引渡シ及降伏条項実施ノ為最高司令官ノ要求スルコトアルベキ命令ヲ發スルコトヲ命ズベキモノトス

日本国政府ハ降伏後直ニ俘虜及被抑留者ヲ連合船船ニ速ニ乗船セシメ得ヘキ指示セラルル安全ナル地域ニ移送スベキモノトス

日本国ノ最終的ノ政府形態ハ「ポツダム」宣言ニ遵ヒ日本国民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラルベキモノトス

連合国軍隊ハ「ポツダム」宣言ニ掲ゲラレタル諸目的ガ完遂セラルル迄日本国内ニ留マルベシ」

△解説▽ 「サブジェクト・トゥー」、天皇存置、帝国政府の権限に關しての根拠となる文書である。

### (六) 『戦争終結ニ関スル詔書』

「朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

抑リ帝国臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共榮ノ樂ヲ\*ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所茲ニ米英ニ  
国ニ宣戦

朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ…」

「日本国憲法」論を読む(一)(大塚)

「日本国憲法」論を読む(一)(大塚)

一六

△解説▽ 日本側の国体護持の一方的な見解を示す文書である。

(七) SWNCC150 『極東における政治・軍事問題―敗戦後における米国の初期の対日方針』(一九四五年六月一日)

「連合国最高司令官は、日本国の無条件降伏後または全面的敗北後ただちに日本帝国の内政および外政に対する最高の権力を行使する。また同時に、天皇の憲法上の権限は停止されるものとする。国家方針の策定もしくは検討に参加するすべての機関は、軍政の目的が達成されるまで停止され、その権能は、軍政府によって掌握されるものとする。」

「日本における軍政の直接当面の目的は、日本に課する諸条項を厳格に実施することとする。そのような枠組みのなかにおける軍政の全般的政治目的は、次のとおりである。

- 1 軍国主義を廃絶する。
- 2 民主主義的な傾向および変化を助長する。
- 3 自由主義的な政治的分子を鼓舞し、また、連合国が対処しうるような政府の出現を促進する状況を日本国に実現する。」

「軍政府は、日本の統治機構および可能なかぎり日本の官公吏を利用し、かつ軍政府の制作および指令を実行する責任をこれら官公吏に負わせるべきである。」



△解説▽ 天皇の統治大権の制限、民主的政府の構築の可能性を示した文書である。

(八) 『降伏後ニ於ケル米国初期ノ対日方針』ノ説明 (昭和二十年九月三十日)

「第二部 連合国ノ権力

軍事占領

1、今次占領ノ法律的性質ニ付テハ種々ノ解釈ヲ生スルモノナルカ右占領カ一九〇七年海牙条約ニ規定スルカ如キ戦時占領ニ基ク占領国ト被占領国トノ間ノ合意ニ基キ行ハルル特殊ノ占領ナルハ疑問ノ余地ナキ所ナリ。而シテ斯ル占領モ軍事力ヲ以テ行ハルル占領ナル意味ニ於テハ軍事占領ナルモ占領ノ内容(占領者ノ權利、義務等)カ占領者ト被占領者ノ合意ニ依リ決定セラルル点ニ於テ特殊性ヲ有スルモノト謂フヘキ処本章ニ於テ日本全土ノ軍事占領ハ『主要連合国ノ為ノ軍事行動タルノ性質ヲ有ス』ヘキモノト定義セルハ右占領内容カ戦争中ニ行ハルル戦時占領ニ近キモノナリト米側見地ヲ明ニセルモノト云フヘシ」

「∴我国体ノ変革ハ自ラ手ヲ下シテ之ヲ行フコトヲ避ケ出来得レハ日本国民自身カ内部ヨリコレヲ崩壊セシムルモノト希望スルモノナルヘシ」

△解説▽ 日本国民による自主的な取り組みにより国体の変革を成し遂げるのを目標とする文書となっている。

「日本国憲法」論を読む（一）（大塚）

一八

(九) SWNCC 150 / 3 『極東における政治・軍事問題』（一九四五年八月二二日）

「他国家の権利を尊重し、国際連合憲章の理想と原則に示された米国の目的を支持する、平和的にして責任ある政府の究極的樹立を実現する。米国は、このような政府が民主主義的自治の原則に可能なかぎり合致するものであることを希望するが、自由に表明される日本国民の意思に支持されない、いかなる政治形態をも日本国に強要することは連合国の責任ではない。」

「幸福条項を実施し、前述の究極目的の達成を促進するため、日本国本土は軍事占領されるものとする。右の占領は、日本国と交戦状態にある連合国の利益のために行動する主要連合国のために軍事行動としての性格をもつものとする。」

「最高司令官は、米国の目的達成を満足に促進するかぎりにおいて、天皇を含む日本国統治機構および諸機関をつうじてその権限を行使するものとする。日本国政府は、最高司令官の指示のもとに国内行政に関して通常の統治権力を行使することを許容される。」

△解説▽ 日本側の自治を認めた文書である。

(一〇) SFE 126 『日本国天皇の処遇』（一九四五年九月二六日）

「自由に表明される日本国民の意思によって支持されない、いかなる政治形態も、これを日本国民に強制することは、占領軍の責任ではない。もしも日本国民が、一方では修正した形で天皇制を回復しながらも、他方

で「平和的志向を有し、かつ責任ある政府」を樹立することができるとすれば、彼らにそうすることを認めるべきである。」

「もしも日本国民が、相応の時日を経過したのちも、根本的な憲法改正や行政上の改革を自発的に実行しないならば、最高司令官は、遂行すべき改革について、指令にもとづき日本の当局に通告すべきである。」

申し入れと回答

「これは、天皇が最高司令官の指令を応諾することを条件とするならば、裕仁は退位を免れるという、道理ある保証であると日本国民が解釈したのは間違いではない。『日本の最終的政治形態は：自由に表明される日本国民の意思によって確定されるものとする』という同覚書の記述は、日本国民が将来のために天皇制の保持を選択しうることを暗に意味している。」

△解説▽ 天皇制の存置の可能性、ないしはそのことの既定方針を示す文書である。

(一) SWNCC55/6 『日本国天皇裕仁の身柄の処遇』(日付なし)

「裕仁の処遇問題は、日本におけるわれわれの目的、なにかんなく、天皇制を廃止するか、そうでなければ、代議制民主政府と矛盾しないように同制度を徹底的に改革することを日本国民に促すという目的から切り離し

「日本国憲法」論を読む(一)(大塚)

「日本国憲法」論を読む（一）（大塚）  
 えないことを指摘している。」

二〇

△解説▽ 民主主義と抵触しないあらたな天皇制の構築を示唆する文書である。

（一二） SWNCC55／6 修正案（一九四五年一〇月二六日）

「日本国民自身が天皇制を廃止するか、そうでなければ、天皇制の存続を前述の目的と矛盾しないものにする方針に沿ってその制度を徹底的に変革することを意味するであろう。」

（一三） PR34予備『天皇制の取り扱い』（一九四五年二月一日）

「a 日本の当面の、かつ最終的政治形態に関しての日本国民に対する米国の保障の性質にかんがみ、日本国民は、もし彼らが望むならば、君主政体を保持することを許されるべきである。」

「b もし日本国民が皇位を完全に廃止する意思を示した場合、最高司令官は共和国の樹立を促し、これを援助すべきである。しかし、日本国民がすすんで天皇制を廃止する見込みがきわめて薄いことを考慮し、最高司令官は、そのような措置をとるよう率先して主張することなく、日本の天皇制を立憲君主制に転換するために望ましいと考えられるならば、むしろあらゆる圧力を加えるべきである。」

「c 最高司令官は、日本の天皇制の究極的役割について意思決定をするための時間を可能なかぎり十分日本国民に与えるべきである。なぜならば、その決定が遅れば遅れるほど、天皇制に対する自由主義的にして、

かつ開明的な態度が育つのに必要な時間が増えることになろう。」

「d 最高司令官は、日本政府に対し、次の改革を行なうことが望ましい旨を明示すべきである。…

(1) 憲法第一条・第三条および第四条については、皇統が神に発するかのごとく思わせる文言を削除し、憲法のもとにおける天皇の地位を明確にするように文言・趣旨の両面において改めるべきである。…」

「e 最高司令官は、天皇も他の日本人あるいは外国人と異なるところのない普通の人間であり、天皇自身、皇統が神に発し、日本が他国に対して不可思議な優越性をもっているなどとは信じていないこと、さらには、政府の政策とは別個に「天皇の意思」といったようなものは存在しないということを、国民に対して言辞と行動により自発的に実証するよう天皇に促すため、あらゆる努力を払うべきである。」

「連合王国がポツダム宣言調印国の一つであることからみて、…君主政体は連合国の要求と矛盾せず、したがって、それが日本国民の望む政治形態であるならば、彼らに認めるべきものとしてこれを容認することを妨げない。日本の君主政体は、少なくとも過去一五〇〇年にわたり同一の家族による支配で成り立ってきたのであり、その存続とは、現在の皇族を日本国皇位にとどめることしか意味しえない。」

「天皇を立憲君主にすべきであるという、われわれの信念」

△解説▽ 制限立憲君主制への転換および象徴天皇制への道筋をたてた文書である。

（一四）SWNCC209／1『日本国天皇帝の取り扱い』（一九四六年三月七日）

「日本国憲法」論を読む（二）（大塚）

二二

「4 a 日本国民は、天皇帝の最も好ましくない側面を排除する意思を示してはいるが、彼らの大多数が天皇制を全面的に廃止する意思をもっていないのは明らかなようである。それゆえに、最高司令官は、率先してその完全廃止を主張すべきではない。」

「b 日本につくられる君主政体は、それが平和的で責任ある立憲君主となるように修正されるならば、日本における米国の目的と矛盾することはなからう。そのような立憲君主制の実現は、日本国民大多数の支持を得るものと思われるがゆえに、最高司令官は、天皇帝を立憲君主制に変えようとする同国民の努力を助長すべきである。」

「6 a 最高司令官は、日本の統治体制について、次の全般的目的を達成するため、これを改革するよう日本の当局に指示すべきである。

- （1）広範な代議制参政権にもとづき、選挙民に対して責任を負う政府をつくる。
  - （2）選挙民または完全代議制の立法機関から権限を付与され、これに対して責任を負う行政府をつくる。
  - （7）憲法改正草案または憲法草案は、日本国民の自由な意思を表わすような方法で起草し、採択する。」
- 「われわれがどのような方策を講じても、日本の政府あるいは国民に天皇帝を進んで放棄するよう説得しうる見込みがきわめて薄いことを考慮し、米国は、日本に共和政体を実現するために圧力をかけることを主張したり、圧力をかけたりするのではなく、天皇帝を立憲君主制に変えるよう日本国民を援助すべきであると考えられる。そのような政策をとったとしても、占領軍による日本の有効な管理を危うくすることはなく、疑

いなくわれわれは、日本におけるわれわれの究極的目的をよりすみやかに、より確実に達成することになろう。」

「これまで天皇の宗教上の役割は二面性があった。天皇は、伝統的神道儀式の高位祭司であっただけでなく、天皇自身が現人神であり、尊崇の対象であるとも考えられてた。高位祭司としての天皇の機能は、太古以来連綿として發揮され、また、それは、日本の歴史の大部分をつうじ、同国の実際の統治にも、あるいは政治の世界における権力ある地位とも直接かわりのない天皇によって果たされてきた。それは、純粹に伝統的で、一般民衆にはほとんど知られず、ほとんど気づかれていない数多くの儀式の執行からなる。このような儀式を天皇が執行しても、立憲君主としての立場と矛盾するとは思えないであろうし、したがって、これらの儀式の執行が国家神道に関する最高司令官指令の条項に反しないかぎり、これを容認すべきである。」

△解説▽ 以上かかげたものはすべて、日本国憲法の自主的制定、立憲君主制の徹底、政治と宗教との分離などの問題を論ずる際に重要視される文書である。

(一五) 「極東委員会指令第六二号」(一九四六年一〇月二八日)

「日本国民が新憲法施行後、その運用の経験に徴して、それを再審議する機会を持ち得るために、かつ極東委員会が、憲法はポツダム宣言その他の管理に関する文書の規定をみたしていることを確かめることができるために、本委員会は、憲法施行後一年以上二年以内に、新憲法に関する情勢が国会によって再審査されるべ

「日本国憲法」論を読む(一)(大塚)

二四

きであることを決定する。極東委員会は、日本の憲法が、日本国民の自由な意思を表明するものであるかどうかを決定する際、国民投票または憲法に関する日本人の意見を確かめる適切な手続きを要求するかもしれない。」(菅原失効48)

△解説▽ 日本国憲法が国民によって再検討されることの意味と方針が明確化されている文書である。

(一六)『日本国との平和条約』(一九五一年九月八日)

「連合国および日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するため、に主権を有する対等のものとして有効的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よつて、両者間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、…すでに降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、…」

「第一条 (a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領土に対する日本国民の完全な主権を承認する。」



△解説▽ 主権回復がなされた以上、日本国民による自主的な憲法制定がおこなわれてもよいとする根拠となる文書である。

以上の対外的文書から、憲法に関して、

- a G H Qは後見人的立場にあるべきこと、
- b 天皇制は存置すべきこと、
- c 民主的な政治体制が樹立されるべきこと、
- d 日本国憲法が制定後国民の自由な意思により再検討されるべきこと、

などが読み取れる。そもそも、憲法は高度な政治的文書である。憲法は政治過程のなかから、権力抗争のなかから、さらにはイデオロギー対立のなかから成立する。対内的な要因がおおきい。しかしながら、日本国憲法の成立にあたっては、対外的な要因が大半をしめた。

- a 大日本帝国憲法の改正、
- b 改正の発議、
- c 帝国議会の権限の範囲、

「日本国憲法」論を読む(一)(大塚)

「日本国憲法」論を読む（二）（大塚）

d 天皇制の轉換、

e 国体の護持、

二六

などの問題を考えるにあたっては、対外的文書が直接的に関係してくる。特殊な状況下で制定された日本国憲法であるがゆえに、国内的要因だけでは理解されえない。日本国憲法の成立過程を理解する難しさがある。

なお、上記の各文書に関しては、山際晃・中村政則編『資料日本占領1 天皇制』大月書店 一九九〇年。江藤淳編『占領史録1 降伏文書調印経緯』講談社 一九八九年。江藤編『占領史録3 憲法制定過程』講談社 一九八九年。塩田庄兵衛他編『戦後資料集』新日本出版社 一九八四年などを参照した。